

山梨県公報

第三百五十二号

令和五年

二月九日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(二件).....五五

○道路の供用開始(二件).....五六

公告

○一般競争入札について.....五六

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出.....五八

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定.....五八

○公共測量の終了.....五八

○開発行為に関する工事の完了について.....五九

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....五九

○開発行為に関する工事の完了について.....五九

企業局

○山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程.....五九

告示

山梨県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年三月二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 四尾連湖公園線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
西八代郡市川三郷町市川大門字大崩七二七九番地先から	旧	一二・七	九三・〇
西八代郡市川三郷町市川大門字兔平七二〇四番一地先まで	新	一二・七	九二・七

四 区域変更の期日 令和五年三月一日

山梨県告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年三月二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十七号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡富士河口湖町浅川字高石一〇七九番二地先から	旧	一〇・六	五一七・二
南都留郡富士河口湖町浅川字片浜二二六七番地先まで	新	一一・五	五一七・二

山梨県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年三月二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府南アル プス線	甲斐市西八幡字下川除附四三九 四番一地先から 甲斐市西八幡字下川除附四三九 二番一地先まで	七一・二	令和五年二 月九日
		甲斐市西八幡字下川除附四四一 五番一地先から 甲斐市西八幡字下川除附四四一 五番一地先まで	六三・〇	
		甲斐市西八幡字下川除附四四一 五番一地先から 甲斐市西八幡字下川除附四四一 五番一地先まで	二一・八	

山梨県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年三月二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	笛吹市石和町河内字宮窪四四五 番一地先から 笛吹市石和町河内字宮窪四五一 番一地先まで	一一一・〇	令和五年二 月九日
		笛吹市石和町井戸字豊岡八六番 六地先から 笛吹市石和町井戸字豊岡八六番 七地先まで	一六・一	

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 50KV A I UPS等
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間 令和六年二月一日から令和十一年一月三十一日まで
 - 4 納入場所 山梨県庁北別館地下
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年三月十三日（月）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和五年三月八日（水）まで（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和五年三月八日（水）まで（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六九(三)の問合

せ先に電話連絡すること。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和五年三月二日（木）午前十時までに六九(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年三月二十二日（水）午後一時三十分
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和五年三月二十日（月）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八條の二第二号の規定により、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。契約締結年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三一から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二二三―一四一六）

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: Supply of an Uninterruptible Power Supply Unit (amount: 1)
- 2 Date and time for tender: 1:30PM March 22, 2023
- 3 Bureau in charge: Information Technology and Policy Division, General Affairs Department, Yamashiro Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashiro 400-8501 Japan TEL 055-223-1416

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 S M F L mira
い パートナース株式会社 代表取締役 寺田達朗 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ビバモール甲斐敷島 山梨県甲斐市中下条字 東河原二千番一外及び甲府市荒川二丁目二番二外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外八者	アーケランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦 新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外八者

- 3 変更の年月日 令和四年九月一日
- 三 届出年月日 令和五年一月三十一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和五年六月九日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（菅蒲池地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月十日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年三月二十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年八月九日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル500）
 - 二 測量の地域 北都留郡小菅村長作地先外
 - 三 測量の期間 令和四年九月十三日から令和五年一月二十七日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和五年二月九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町西湖字桑留尾浜千四十七番一、千四十七番二、千四十八番一、千四十九番一、三千四百四十五番、三千四百四十六番一及び三千四百四十六番二並びに字西ノ越千五百五十五番一の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖九百九十七番地 株式会社アミューズ 代表取締役 中西 正樹

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 令和五年二月九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田五丁目七百六十番一、七百六十番三から七百六十番十七まで及び七百六十一番一から七百六十一番三までの区域
 - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 広場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士吉田市役所及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市上吉田東四丁目十五番十八号 有限会社アーバンライフ 代表取締役 荒井 暁

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和五年二月九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺七百九十番八の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都文京区千駄木一丁目一番五号 学校法人日本医科大学 理事長 坂本 篤裕

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和五年二月九日

山梨県公営企業管理者 中 澤 宏 樹

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程
 山梨県営石和温泉給湯規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「次の各号に」を「次に」に、「毎年」を「令和五年を初年とする同年以後の二年ごとの各年の」に、「行なう」を「行う」に改める。
 第十六条各号列記以外の部分中「毎年」を「令和五年を初年とする同年以後の二年ごとの各年の」に、「管理者の」を「管理者が」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「管理者の」を「管理者が」に改める。
 第十七条中「申請の」を「申請が」に、「当該申請書」を「当該申請」に、「行なう」を「行う」に改める。
 第十八条中「次の各号に」を「次に」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番